

館林市公園施設長寿命化計画

令和5年3月

群馬県館林市都市建設部緑のまち推進課

1. 都市公園整備状況

(2022 年 4 月 1 日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
50	1,919,684.19 m ²	25.72 m ² /人

※館林市内人口 (2022 年 3 月末時点) : 74,652 人

2. 計画期間

2023 年度～2032 年度 (10 箇年)

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
36	4	0	3	0	0	1	0	0	0	5	1	50

②選定理由

都市公園 50 箇所の内、開設からの経過年数について、10 年未満が 2 箇所、20 年以上 30 年未満が 6 箇所、30 年以上 40 年未満 28 箇所、40 年以上 50 年未満が 6 箇所、50 年以上が 8 か所で、開設から 20 年以上の公園が 48 公園と全体の約 9 割以上を占めている。

公園施設の老朽化が全体的に進んでいる状況にあることから、公園利用者の安全性や快適性の確保及びライフサイクルコストの縮減を目指し、計画的な改築や修繕、適切な管理を推進する必要があるため、都市公園 50 箇所を計画の対象とすることとした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
354	80	712	213	64	3	197

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1,322	0	0	2,945

②これまでの維持管理状況

- ・ 日常点検は、市職員及び公園管理委託受注者により毎月 1 回実施し、公園施設の安全性と機能を維持するとともに、施設の劣化や損傷の状況把握に努めている。
- ・ 日常点検において異常等が発見された場合、使用禁止措置を実施し、今後の必要性を検討後、適宜修繕や撤去を実施している。
- ・ 定期点検について、遊具は年 1 回、設備等は各法令に基づく法定点検を実施している。
- ・ 平成 25 年度に公園施設長寿命化計画を策定し、可能な範囲で長寿命化対策を実施している。

③選定理由

開設からの経過年数が20年以上経過し、劣化・損傷が大きいことから、重大な事故を引き起こす可能性があり、定期的な安全点検や、計画的な改築、修繕等を行う必要がある施設を選定した。また過年度長寿命化計画策定（平成25年度）以降に供用開始した2公園（花山1号公園、花山2号公園）を本計画で追加した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査実施時期・期間

令和4年10月18日～令和5年2月3日

点検調査方法

公園施設の設置状況や劣化状況、消耗部材、並びに施設本体とその周辺に存在する危険性等の有無について診断し、全景・劣化箇所の写真撮影を実施した。

また、今回の調査対象外の長寿命化対象施設については、「平成25年3月 館林市公園施設長寿命化計画（No. 1～28, No. 30, No. 32～50）」、「平成26年1月 館林市公園施設長寿命化計画（No. 31）」、「令和3年度 つつじが岡公園長寿命化計画策定予備調査業務委託」のデータを整理し活用するものとする。

点検調査結果の概要

健全度判定の判定結果

健全度判定		施設数	内遊戯施設
A:	緊急の改修・更新の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの。	27	6
B:	緊急の改修・更新の必要性はないが、維持保全での管理のほかに、定期的な観察が必要なもの。	217	115
C:	現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な改修が必要なもの。	120	89
D:	重大な事故につながる恐れがあり、施設使用の中止措置あるいは、緊急な改修や更新が必要とされるもの。	8	2
合計		372	212

※ 健全度判定の判断基準については別紙「報告書 第2章 予備調査と健全度調査」を参照。

6. 対策優先順位の考え方

健全度判定に基づき緊急度判定を行った。緊急度判定では施設の補修又は更新に対する緊急度（高、中、低）を以下のように設定した。

- ・ 健全度A、Bの施設は、緊急度「低」となる。
- ・ 健全度Cの施設は、基本的には緊急度「中」となるが、特に優先度が高い施設は下記「任意の考慮すべき指標」を設定したうえで緊急度「高」とする。
- ・ 健全度Dの施設は緊急度「高」となる。

※「任意の考慮すべき指標」として、以下のとおり設定した。

- ・ 敷地面積2ha以上の公園のうち、日本遺産「里沼」の構成資産であり市を代表する公園として、「つつじが岡公園」、「近藤沼公園」、「多々良沼公園」を対象とする。
- ・ それ以外の施設の緊急度は「中」とする。

以下に、各施設の緊急度判定内訳を示す。

健全度判定	緊急度「低」	緊急度「中」	緊急度「高」	合計
A	27	0	0	27
B	217	0	0	217
C	0	76	44	120
D	0	0	8	8
合計	244	76	52	372

※ 緊急度判定の判断基準については別途「報告書 第2章 予備調査と健全度調査」を参照。

※ 各判定の施設数は別紙「【様式2】_公園施設長寿命化計画調書_R4（健全度結果別表）」を参照

7. 対策内容と実施時期

(1) 日常的な維持管理に関する基本的方針

1. 基本的な公園の管理体制

- ・ 日常点検や維持保全は、公園維持管理委託受注者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。
- ・ 毎月1回の巡視点検として、市担当者及び公園維持管理委託受注者の責任者は、公園施設の異常の発見や管理状況の確認を行う。
- ・ 毎週2回の巡回点検として、公園維持管理委託受注者は公園の状況を把握する。

2. 地域等による公園の管理

一部の公園の清掃や草木の手入れなどについては、自治会や外部維持管理団体との協働による維持管理を実施する。

3. 日常点検や定期点検に関する方針

① 一般施設、土木構造物、建築物

日常点検で施設の劣化や損傷を把握し、利用者に損害が及ぶと判断した場合、市は使用禁止措置を実施する。その後、専門業者に対象施設の診断を依頼し、施設の補修又は更新を判定した上で必要な措置を行う。

② 遊具等

定期点検は、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する基準 JPFA-S：2014」に則り、公園施設製品整備技士等の専門技術者による点検を年1回実施する。

施設の劣化や損傷を把握した場合、使用禁止措置を実施する。同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修又は更新を判定した上で必要な措置を行う。

③ 各種設備（合併処理浄化槽、受変電設備）

法に定める年1回実施する定期点検を健全度調査の参考として活用する。

4. 異常を発見した場合の措置

日常点検で異常が発見された場合は、立入禁止や利用禁止として、その後施設に応じた措置を行う。具体的には、遊具であれば撤去や利用禁止措置などを行う。

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・ 管理水準は、健全度「B」以上を維持することを目標とする。
- ・ 遊具点検は、専門技術者により年1回の頻度で行う。
- ・ 使用見込期間は、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】に基づき、処分制限期間をもとに設定する。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置付けた上で措置を行う。なお、更新時期の判断に関する方針は以下のとおりとする

健全度	緊急度	対策種別	判断基準
D	高	補修＋更新	早期更新 (使用見込み期間の有無に関わらない)
C	高・中	補修＋更新	既に使用見込み期間の9割を超える施設
		補修＋更新	点検の結果、補修対応では健全度の回復が困難であると判断される施設
		補修	上記以外の施設
B	低	経過観察	経過観察を前提とし、健全度Cに進行した時点で本表に基づき改めて「補修」・「更新」を検討する。
A	低	経過観察	

2. 事後保全型に類型した施設

- ・ 事後保全型管理施設については、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】に示された機能しなくなった段階で取り替えるという管理手法に則り、D判定相当まで劣化・損傷した段階で更新を行うものとする。

※基本方針詳細は別添「報告書 第3章公園施設長寿命化計画の検討と策定」を参照

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

長寿命化計画により適切で計画的な維持管理を行うことで、都市公園の安全性、快適性が向上する。さらに施設の延命化により、単年度あたりのライフサイクルコストの縮減費用は概ね2,034千円となる。

なお、遊具や定期的な修繕・補修を行うことが前提である建築物・工作物等に関しては、安全確保に必要となる措置を最優先した予防保全型管理を行うため、縮減効率を比較する必要はないことから、上記の縮減費用の算定には考慮しないものとする。

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②＋③】	1,992,412千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,992,412千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	0千円
④単年度当たりの概算費用【①/10】	199,241千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回、長寿命化計画で計画した長寿命化対策の実施効果は以下のとおりである。ただし、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】に従い、定期的な修繕・補修を行うことが前提である遊具や建築物等については、ライフサイクルコストの縮減費用を算出しないため、実施効果に含まれていない。

①長寿命化対策を実施した場合の概算費用合計（10年間）	1,992,412千円
②長寿命化対策を実施しなかった場合の概算費用合計（10年間）	2,012,752千円
③長寿命化対策の実施効果（10年間）【②－①】	20,340千円
④単年度当たりの長寿命化対策の実施効果【③/10】	2,034千円

1 1. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：[2027 年度]

②見直し時期、見直しの考え方など

長寿命化計画の見直し時期は、国指針案に基づき、健全度調査の実施時期である 5 年に 1 回を目安に実施していく。

計画の見直しの際には、計画各年の長寿命化対策の実施状況の反映、既往計画の内容との乖離の是正を主な見直し事項とする。